

社協職員の被災地応援派遣における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第2版】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター

このガイドライン案は、今後、内容を修正・変更していく可能性があります。

【基本的ルール】

- 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に活動いただきますようご配慮ください。

活動前

※応援派遣にあたっては、下記事項に該当する職員を選任してください。

- ワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかが確認されていること。
- 過去2週間以内の海外渡航歴がないこと。
- 過去2週間以内に感染者及び感染の疑いがある者との濃厚接触がないこと。
- 派遣前2週間以内に、本人および同居する家族等に以下の症状がないこと。
(発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳や痰、のどの痛み、においや味を感じにくくなる、下痢)
- 毎朝検温し、健康記録および行動記録をつけること。
- 派遣当日、検温等を行い、体調に異常のないこと。

活動中

- 毎朝検温し、健康記録および行動記録をつけ、体調に異常がないこと。
※下記に当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。
 - ・ 体温が37.5℃以上の場合(または平熱を1℃以上超える場合)
 - ・ 咳、倦怠感等風邪の症状がある場合
- 石けんでの手洗い・アルコール等での手指消毒の徹底をすること。
- マスクの着用を徹底すること。
- 十分な身体的距離(2m程度)を確保すること
- 常時換気を徹底すること。(屋内活動、待機場所、移動中の車内等)
- 飛沫感染防止のため、大きな声で会話をしないこと。(拡声器の活用等)
- 熱中症予防に努め、こまめな水分補給に努めること。
- 感染防止のために派遣先社協が決定した事項・指示に従うこと。

- 体調に異常があれば、早急に所属社協および派遣先社協に報告し、活動を中止してください。
- 活動後2週間健康チェックを行い、感染症を発症した場合は、所属社協に対して速やかに報告してください。
- 感染者または感染の疑いのある職員が発生した場合は、速やかに全社協へ報告してください。